

Title	20世紀初頭のイタリア労働組合運動(1901年-1911年)
Sub Title	Trade unionism in Italy (1901-1911)
Author	横山, 隆作
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1990
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.83, No. 特別号-I (1990. 9) ,p.75- 85
JaLC DOI	10.14991/001.19900901-0075
Abstract	
Notes	飯田鼎教授退任記念論文集：社会政策・労働運動史・労働問題
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19900901-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

20世紀初頭のイタリア労働組合運動 (1901年～1911年)

横山 隆 作

I. ま え が き

本稿は、1901年から1911年間のイタリアにおける労働組合運動の諸現象を概括して、その歴史的特質を抽出しようと試みた覚え書である。そしてこれは、1892年より1911年に至る時期のイタリア労働運動史研究の一部分をなすものである。⁽¹⁾

ところで小生のもともとの問題意識は、労働とは何か、働くとはどういうことかというところにあった。しかし、研究対象である労働運動の史的諸事象は、労働過程の外にある。それでは、労働者の政治運動はもとより、労働組合運動にしても、その研究から労働とは何かという問題に迫ることはできないのではないだろうか。いわば労働運動は労働という身体⁽¹⁾の影である。そして、そもそも働くとはどういうことかというのは実践の問題であって、労働運動史の対象的・客観的研究とは無縁なのではないかとさえ思える。

この問題について小生は、労働運動が労働者の労働を核心とする全般的社会活動の一局面であるということ、労働組合運動が労働という人間の本質的活動によって形成される人間諸関係の一部分であり、労働という基底から立ち上る社会的表現の一面であるということをもとに方法を基礎にしようと考えた。

このような意味で本稿は、労資関係を「労働力商品」の売買・取引関係としてとらえる経済理論や、労働組合を労使関係の一方の側の制度として分析する理論とは、重なる点も多々あるとはいえ、いささかのずれをもって、このことから、機能と関係の分析を主とする技法を試みにとるに至ったということをおぼろげに記しておきたい。

いまだ筆者には、方法の問題について十分考えたとは言えないのであるが、本稿においては、労働組合運動という部分的現象において、労働という全体の矛盾が集中的に表現されていると仮定するのである。もとより、いかなる表現も、本質からの疎外としてのみ現象しうるのであるから、労

注(1) 時期(年代)区分は、1892年8月のイタリア社会党創立から1900年12月のジェノヴァのゼネラルストライキまでを一時期とし、これに続く1901年より1911年のリビア戦争開戦までを一時期としている。これはほぼ通説と思う。

働運動史研究は労働の影を追うにすぎないが、今は唯、影の動くのを見て、身体が存在することを知らうとするのである。

II. 状 態

イタリアの工業が急速な成長をとげた20世紀最初の11年間⁽²⁾における労働組合運動の状態について、まずはじめに記しておくべきことは、1904年の全国ゼネラル・ストライキや1908年のパルマ農業争議を筆頭に数多くのストライキが激しく闘われ、多くの労働者が官憲・軍隊の銃弾にたおれたという⁽³⁾ことである。

ストライキの概況を示せば、1901年から1911年の間の発生件数合計は、工業において11,357件(年平均1,033件)、農業において2,583件(年平均235件)であり、ストライキ1件当り参加労働者数平均は、工業187人、農業546人であった。ストライキ発生件数の多い工業部門は、繊維、建築建設、金属機械、窯業ガラス製造、パン焼き等食品製造などである。農業においてストライキの主力となるのは、ポー河中・下流域、エミリア・ロマーニャ州やロムバルディア州の農場で働く日雇労働者⁽⁴⁾(bracciante)である。

この時期の運動を実質的に担った組織は、多くの場合、何々県何々業労働者抵抗同盟(la lega di resistenza dei lavoratori……)と名乗る地域ごとに組織された職業別労働組合である。これはまた、労働組合(il sindacato dei lavoratori)、労働者協会(la società operaia)、労働者団(il fascio dei lavoratori)などと名乗っていることもある。

1911年に、鉱工業では439,531人の労働者が4,308の抵抗同盟に組織されており、農業では407,993人の労働者・小作農等が2,737の抵抗同盟に組織されていた。したがって、一つの抵抗同盟は平均して、鉱工業では102人によって、農業では149人によって組織されていたことになるが、ただし大規模なものは、1,000人を越す加盟者を擁し、一方加盟者数100人未満の小規模なものも数多く存在していた。なお鉱工業における労働組合組織率は、1911年工業センサスによる鉱工業賃金労働者総数306万人に対し、14.4パーセントとなる。

労働組合は、資本主義的工・農業の発達した北部イタリアにより多く存在する。鉱工業において組織労働者の多い州は、1911年の順位で、①ロムバルディア、10万9千人、②エミリア・ロマーニャ、8万7千人、③シチリア、4万5千人、④ピエモンテ、3万9千人、⑤カムパーニア、3万

注(2) 20世紀初頭の工業の発達については、拙稿「イタリアにおける工業の発達(1901年～1911年)」、『淑徳大学研究紀要』第17号、1983年3月刊、59頁～82頁。

(3) 1901年から1906年の間に発生した、労働運動に対する官憲・軍隊の発砲事件における労働者・農民の死亡者数は80名を越える。拙稿「イタリアにおける革命的サンディカリズムの形成とゼネラルストライキ(1903年～1906年)」、『淑徳大学研究紀要』第21号、1987年3月刊、97頁～99頁。

(4) 拙稿「イタリアのストライキ(1901年～1911年)」、『淑徳大学研究紀要』第18号、1984年3月刊、89頁～109頁。

1千人、⑥トスカーナ、3万1千人、⑦ヴェネト、2万5千人、⑧リグーリア、2万3千人、⑨ラツィオ、1万8千人などであり、以上で鉱工業組織労働者約44万人の93%を占める⁽⁵⁾。農業においては、エミリア・ロマーニャ州に農業労働組合・農民組合加盟者の8割以上の圧倒的多数が存在しており、これに比較すれば少数だが、ロムバルディア州、ヴェネト州、プーリア州に組織加盟者がまとまって存在する。なおエミリア・ロマーニャ州には土木建設等公共事業を請負う労働協同組合も強力に組織され、社会党国会議員も多数選出されている。

抵抗同盟の上部団体として、カーメラ・デル・ラヴォーロ (la Camera del Lavoro)、全国連合 (la federazione nazionale dei lavoratori……)、労働総同盟 (Confederazione Generale del Lavoro)、全国抵抗委員会 (Comitato Nazionale della Resistenza) 等が存在する。

カーメラ・デル・ラヴォーロは、フランスのブルス・デュ・トラヴァーユの構想がイタリアにもたらされて、社会主義者のイニシアティブと、中央政府任命の県知事、地方自治体行政の後援により、商工会議所と並ぶ労働会議所として1891年以来各地に設立されたものである。これは通常、県単位で、抵抗同盟、相互扶助協会、協同組合などを集めて、職業紹介を主要業務として結成されたが、間もなく抵抗同盟等労働団体の地域結集の場となり、労働運動に対する指導的役割をはたすようになった。この意味でカーメラ・デル・ラヴォーロは、労働評議会や労働協議会と訳されることがある。

1911年にカーメラ・デル・ラヴォーロは全国94箇所に設置されており、これらに加盟する労働団体数4,806団体、労働者数488,324人であった。このうち最大規模のものはミラノのカーメラで、加盟団体数186団体、労働者数29,345人であった。また同年に工業で発生したストライキ1,107件中、カーメラ・デル・ラヴォーロとその中の抵抗同盟が指導したものは、件数の50パーセント、ストライキ参加者数の74パーセント⁽⁶⁾を占めていた。

全国連合というのは、後に産業別労働組合になるものである。しかしこの時期には、個々の抵抗同盟が、個別企業ごとや市ないし県の範囲で行われる団体交渉と争議の主導権を握っている場合が多く、したがって全国連合は文字通り抵抗同盟の全国連合体ではあるが、単一の全国労働組合とみなすことは難しいと考えられる。ただし全国連合の中には中央執行部の権威の強いものと弱いものがある。また産業の性質により、例えば国鉄労働者が1906年に結成したイタリア鉄道員労働組合 (Sindacato Ferrovieri Italiani) などは単一の全国労組とみなしてよいであろう。1911年には、少なくとも24の全国連合が活動しており、その加盟労働者総数は218,734人⁽⁷⁾であった。

労働総同盟 (C.G.L.) は、1906年9月30日に結成された、いわゆる「ナショナル・センター」であり、全国連合もカーメラ・デル・ラヴォーロも加盟している。労働総同盟は、イタリア社会党改良派の力の強い全国連合、例えば FIOM (金属機械労働者連合) などのイニシアティブによって結成

注(5) Adolfo Pepe, *Storia della CGdL dalla guerra di Libia all'intervento. 1911—1915*, Laterza, Bari, 1970, Appendice II, Tab. I, V, p. 379, pp. 380~383.

(6) Ibidem, Tab. V. および拙稿「イタリアのストライキ」前掲, 101頁。

(7) A. Pepe, *Storia della CGdL...*, op. cit., Tab. V, p. 384.

されたため、全国連合の力が強く、カーメラ・デル・ラヴォーロの影響力は比較的弱い。労働総同盟と結びつきの深い全国連合の指導者達は、中央集権化された産業別全国組合を目指して、カーメラ・デル・ラヴォーロの持つ地方的な労働組合指導力を排除しようと企て、労働総同盟におけるカーメラの発言力を弱めるように少しずつ規約を改めていったためである。⁽⁸⁾労働総同盟は1908年9月に約30万人の加盟者を擁していた。

1907年11月3日に結成された全国抵抗委員会は、イタリア社会党改良派と対立する革命的サンディカリストのイニシアティブによって組織された労働組合の全国協議機関であり、1908年に約4万人の加盟者を擁していた。これは1910年12月1日に直接行動委員会(Comitato dell'Azione Diretta)へと変身し、さらに1912年12月25日には、労働総同盟と全く別個の全国機関であるイタリア労働組合連盟(Unione Sindacale Italiana)へと変ってゆく。⁽⁹⁾

この時期にカトリック系労働組合運動の独立した潮流が生まれた。1911年にカトリック系労働組合は、645組合、約11万人の勢力となっていたが、とりわけ繊維産業労働者を広く組織し、1909年結成の繊維労働者全国連合は、1911年に30支部6,562人を擁していた。⁽¹⁰⁾

以上のごとく、イタリア労働組合運動は、比較的狭い地域の一つないし少数の職種の労働者の結合である抵抗同盟が、一方では、19世紀末より20世紀初頭にかけて、カーメラ・デル・ラヴォーロという諸々の抵抗同盟の県単位の地域的・水平的結合を進め、他方で全国連合という職業別ないし産業別全国組織への垂直的結合を進めてきた。しかしこの時期には、多くの抵抗同盟が争議の開始・終結、組合費の決定・徴収・支出などの具体的な組合活動の決定権を自らに保持していた。そしてカーメラ・デル・ラヴォーロと全国連合の間には労働争議の指導をめぐる、かなり激しい対立があり、さらにこれに加えて革命的サンディカリスト、イタリア社会党の非妥協派、社会党改良派系の労働組合指導者等々の間に深刻なイデオロギーと政策の対立があり、カトリック系労働組合運動も独立して、複雑な労働組合運動の状態を作りだしていた。

III. 機能

労働運動の機能は、三つに整理されると考えられる。共済機能と、政治的文化的機能と、経済的機能(イタリアの表現では「抵抗」機能)⁽¹¹⁾の三つである。

広義の労働運動においては、共済機能は主に相互扶助協会や協同組合によって担われ、政治的文

注(8) Maurizio Ricci, *La Struttura organizzativa del movimento sindacale*, Angeli, Milano, 1986, pp.140~142.

(9) 拙稿「イタリア労働運動の分裂(1906年~1908年)」、『淑徳大学研究紀要』第22号, 1988年2月刊, 29頁。拙稿「イタリア労働運動の混迷(1910年~1911年)」、『淑徳大学研究紀要』第23号, 1989年2月刊, 58頁。

(10) A. Pepe, *Storia della CGdL*……, op. cit., Tab. VI, p.384.

(11) 鳥崎晴哉『ドイツ労働運動史』青木書店, 1963年, 162頁。飯田鼎『労働運動の展開と労使関係』未来社, 1977年, 388頁。

化的機能は、古くは労働者教養協会、後に労働者政党、また社会主義者の文化・芸術活動として現象し、経済的機能(抵抗機能)は主として労働組合によって具体化される。

そして労働組合も、この共済、政治、経済の三つの機能を、労働組合の共済機能、政治参加の機能、ストライキおよび団体交渉の機能として保持している。次にこの内容について観察する。

ストライキおよび団体交渉機能は、労働組合運動の中心的機能である。

1901年から1911年の期間のストライキ統計にもとづき、ストライキの原因となった労働組合の経営に対する要求を、賃金、労働時間、労働力独占、その他の四つに大別し、その内容を見ることにする。⁽¹²⁾

第一に、最も多い要求は賃金にかかわるものである。この内容としては、出来高制賃率の引き上げ(農業の場合、生産物分与額=収穫に対する現物給付の割合の引き上げを含む)、時間賃率の引き上げ、出来高計算方法の改善(新鋭機械導入の時などに多い)、出来高給制度の廃止、最低賃金の設定や引き上げ(稼得最低保証額、年間最少保証就労日数の設定などを含む)、職種別地域横断賃率の設定、賃金支払い方法の改善(支払い日の確定、現物支給制廃止など)、罰金制度の廃止等々があげられる。

この時期の工業において、最も多い賃金形態は、職種・職務別に設定され、職階(工長、職工、見習等の資格階級)によって差がある出来高給制度であった。しかし、出来高給制度は労働者相互の競争を激しくし、労働者の安全・健康を損うという理由によって、労働組合は時間給制度への変更を要求する運動を強めていた。⁽¹³⁾さらに労働組合は企業ごとの賃金格差をなくすために、地域横断賃率(まれには全国横断賃率)の確立を目指していたのである。

賃金水準を見ると、工業の全国平均日賃金額は、1901年の2.48リラから1905年2.54リラ、1908年2.94リラ、1911年に3.30リラと、10年間に33%上昇しており、同期間の消費者物価上昇率が12%と推計されるので、実質賃金も上昇したものと考えられる。若干の例をあげると、1905年頃のミラノのガラス製造工690人の調査では、1日の稼得額2リラ以下の者が全体の43%、2.01リラ以上5リラ以下の者が42%、5.01リラ以上の者が15%となっている。⁽¹⁴⁾製鉄業労働者の平均日賃金は1908年の3リラから1911年の4.10リラへと上昇した。ガラス製造工も製鉄業労働者も高賃金の部類に入る。しかし繊維産業などに多い女性労働者の稼得賃金は男性の2分の1程度が通例であり、前記の工業全国平均日賃金額を上まわる賃金を得る女性労働者は極めて少数である。⁽¹⁵⁾

生活必需品の価格を見ると、1908年にイタリアの6大都市の物価が、平均してパン1キログラム当り0.4リラ、米1キログラム0.48リラ、パスタ1キログラム0.54リラ、骨付き牛肉1キログラム

注(12) 拙稿「イタリアのストライキ」前掲、103～104頁。

(13) Paolo Bardazzi, *Contro il lavoro a cottimo*, Camera del Lavoro di Lugano, 1909. (パンフレット)

(14) Alessandro Marinelli, *Proletariato di fabbrica e organizzazione sindacale in Italia: Il caso dei lavoratori del vetro*, Angeli, Milano, 1983, p. 114.

(15) 拙稿「イタリアの相互扶助協会(1886年～1910年)」、『淑徳大学研究紀要』第20号、1986年5月刊、80頁。

2.2リラ、バター1キログラム3.3リラ、牛乳1リットル0.28リラとなっている。⁽¹⁶⁾1911年11月にトリノ大学の学生アントニオ・グラムシが、1カ月70リラの奨学金では暮してゆけないと父母に訴えた手紙によると、これ以下はない最低の部屋代(家賃)が1カ月25リラ、シーツのクリーニング代5リラ、牛乳1本0.1リラ、25グラムの巻パン1個0.05リラ、最も安い料理店でもマカロニが0.6リラ、薄いピフテキが0.6リラし、⁽¹⁷⁾ 外食一回につき2リラはかかると言っている。

1911年頃でも一人の労働者が月に100リラ稼ぐのは容易でなく、賃金闘争は家族を飢えさせないための極めて切実なものであったと思われる。

第二に、労働時間にかかわる要求について見てみる。

当時、成人労働者の労働時間については、21歳以上の婦人の最長労働時間が1日12時間までと制限されていたが、15歳以上の男子の労働時間についての法的規制はなかった。⁽¹⁸⁾20世紀初めの大勢は10時間労働制であったが、1日15時間も働く者もあり、すでに8時間労働制を獲得した者もあり、また夏期11時間冬期8時間といった季節変動労働時間制も少なからずみられた。

労働組合の労働時間にかかわる要求は、8時間労働制と夜間労働の廃止にほぼ集約されている。とはいえ、多くの労働組合はこの要求がただちに実現されるとは考えておらず、漸進的な現実政策をとっている。その中で8時間労働制の工場も少しずつ増え、またパン焼工のように、1904年にいくつかの地域で夜間労働の廃止に成功した例もある。⁽¹⁹⁾なお北イタリアのかなり多くの工場では、南欧的な長い昼休み(siesta 午睡)の習慣を捨てていたが、これは労働者の拘束時間短縮の要求に対応していた。

第三に、労働力独占にかかわる問題がある。この問題は、賃金問題に次いで大きなストライキの原因となっていた。労働組合の要求の一般的な形は、クローズド・ショップ制と、労働組合の職業紹介所または労・使・中立の三者協定による職業紹介所の設立を使用者側に認めさせることであった。ストライキが成功して、この要求が認められることもあるが、1年ないし数年後の労使協定の期限切れとともに、ほとんどの場合、使用者側は非組合員の「自由な雇用」をはかった。

ことにストライキに際しては、「スト破り」雇用の例が数多く見られ、「スト破り」が外国から連れて来られることさえあり、その上、「労働の自由」を守るという政府の労働政策によって、官憲の「スト破り」保護もしばしば行われた。

注(16) Umberto Chiamonte, *Industrializzazione e movimento operio in Val D'OSSOLA*, Angeli, Milano, 1985, p. 498, 504.

(17) ジュゼッペ・フィオーリ、藤沢道郎訳『グラムシの生涯』平凡社、1972年、108頁。

(18) 1902年と1907年に改定された婦人・児童労働保護法は、1日の最長労働時間について、21歳以上の成人女子を12時間まで、12歳以上15歳未満の児童を11時間まで、15歳以上21歳未満の年少女子と8歳以上12歳未満の非工業的業種に就労する児童を6時間までとし、12歳未満の児童の工業的業種への就労を禁止し、婦人および保護年少者の地下・鉱山労働と夜間労働を禁止した。Claudio Schwarzenberg, *Condizione della donna e lavoro femminile in Italia*, Giuffrè, Milano, 1982, pp. 63~64.

(19) Ennio Astorri, *Aboliamo il lavoro notturno nell'industria della panificazione*, Federazione italiana fra lavoranti panattieri e affini, Milano, 1905, p. 31.

労働組合の労働力独占政策はこの時期、たいへん精力的に推進され、部分的・短期的には成功した例も少なからず見られたが、一般的・長期的には成功しなかったと考えられる。ただしクロズド・ショップを維持できない力関係においても、カーメラ・デル・ラヴォーロや労働組合の職業紹介事業は一般化した。

ところで、組織労働者は概してよそ者、例えば北部イタリアに南部から働きにきた労働者などに対して、排他的であった。また男性労働者には、女性労働者が工場に入ってくるのを防ごうとする動きがあった。

解雇・失業に関するストライキも少なくないが、不況期に失業者が増加すると労働組合は、1日6時間労働2交替制の実施（ワーク・シェアリング）や、解雇・再雇用に個人別の順番をつけることを使用者側に認めさせることがあった。

第四に、その他の多様な要求の中から、いくつかの問題をとりあげておく。

新鋭機械導入による作業方式の変更にかかわる問題は、労働組合にとって当然重要な問題となる。しかし前世紀に比較して、この時期には、新鋭機械導入反対・撤回要求というストレートな抵抗活動は少数になった。20世紀に入ると、多くの労働組合は新鋭機械導入に対して表向き反対はしなくなり、その見返りとして、解雇を行わないことを前提に、賃金引き上げと労働時間短縮を要求するようになった。とはいえ新鋭機械の導入は個々の労働者の技能にかかわるため、工場内での紛争は少なくなかったと思われる。

労働者個人にとって職場での昇格、すなわち熟練工の場合、大筋で見習工→職工→工長への「資格」の上昇は大切な問題であった。そしてこの昇格は、それぞれの職場で使用者が決定することであったから、労働者側はしばしば、労働組合の推薦にもとづく昇格制度を要求した。

工場内での組合活動は、実際にはずいぶん不自由なこともあったようである。そのため地域のカーメラ・デル・ラヴォーロの存在意義が大きくなるのである。工場内での組合活動をやりやすくするために、労働組合は工場内部委員会という、主として工場内の苦情処理のための労使協定機関を利用しようとした。

以上、労働組合のストライキおよび団体交渉機能について見てきた。次に、労働組合の共済機能と政治的文化的機能についてふれておく。

イタリアの労働組合も、ストライキ・失業に際しての休業手当、傷病にかかわる療養・休業手当、就職のための旅行手当、葬祭費などを備え、共済活動を重視している。

例えば、1909年に23支部（抵抗同盟）、6,084名を擁したイタリア帽子工連合の1910年の大会で報告された、1906年から1909年の4年間の財政報告によれば、最も多額の支出である疾病手当が46,972リラ（のべ6,397名、365,549日について）、次に多い就職のための旅行手当が29,780リラ、ストライキ支出（ストライキ43件、紛争368件）が17,192リラとなっている。⁽²⁰⁾熟練工の労働組合における共済活動の重視がうかがわれる。

労働組合にも政治的文化的機能がある。イタリア社会党の前身の一つであるイタリア労働者党

(POI)の結成の主要契機は、1881年と1886年の下院総選挙に、「労働者の代表」を立てることであった。1892年結成のイタリア社会党(PSLI)は、1895年まで団体加盟を主として組織されており、多くの労働組合が社会党に加盟していた。⁽²¹⁾1909年の総選挙において、イタリア社会党は43議席(補選を含む)、全国得票率19%(エミリア・ロマーニャ州の得票率39.5%)を得たが、この支持基盤も労働組合であった。

20世紀初頭にイタリアの労働組合がかかげた政治的目標は、ストライキおよび争議関連行為の完全な合法化、労働者保護法の制定・拡張、市民的自由と民主主義の確立、そして究極目的としての社会主義社会の形成等であった。

IV. 関 係

労働組合という団体が形成する人間関係＝社会関係について考えてみる。一つは、団体としての対外関係であり、これは労働組合と使用者＝資本家との労使関係を主とする。いま一つは、内部関係であり、労働組合に結集する労働者の相互関係である。そして労働組合がつくりだそうとする人間関係の状態を示す表現が「団結」である。

この時期、ほとんどの抵抗同盟が、労使関係を対立関係として、すなわち、よりよい労働条件は労働者が資本家から闘い取らなければならないものであると理解していた。労使協調の面を強く打ち出すカトリック系労働組合でさえも、よりよい労働条件が雇主の配慮によって当然かつ十分に与えられるとは思っていなかった。ブルジョア階級とプロレタリア階級の対立という社会認識は社会主義思想によってもたらされたものであるが、そのような社会認識を支える基盤としての労働者の自然発生的社会観は、労働生活の中で長い間に形成され、共有されたものである。

このような対立的な関係意識は、「公正な一日の労働に対する公正な一日の賃金」という19世紀のイギリス労働組合運動の標語に見られるような、取引としての対抗的関係の意識とはいささか異なるように思われる。賃金と「労働」の取引を、労働者にとって有利にすすめるための団体として労働組合を位置づけるという労働組合の自己認識の例は、イタリアではあまり見うけられない。むしろ当時のイタリアに多いのは、自然に放置すれば労働生活と労働条件はますます劣悪化するので、これに団結して抵抗する、すなわち抵抗同盟を結成して闘うという考え方であったように思われる。

労働組合の対外関係である労使関係も、内部関係である労働者相互関係も、社会的生産諸関係の一部分であり、これら三者は相互に規定しあい、作用・反作用が生じる。

対外関係が厳しく対立的であれば、内部関係はより一層親和的でなければならない。同じ地域に

注(20) Federazione italiana dei lavoratori cappellai, Resoconto ufficiale del VII congresso nazionale dei cappellai—a Firenze, 14—15—16 Agosto 1910—, Camera del Lavoro di Monza, 1910. (パンフレット).

(21) 拙稿「イタリア社会党の結成(1879年～1892年)」、『淑徳大学研究紀要』第15号, 1981年3月刊, 108頁～119頁。

住む同業同職の労働者達は、たいへん親密な仲間となり、相互扶助活動も重視される。しかし同じ労働者でありながら、このような労働者相互関係の親密性から疎外される者がいる。それは「スト破り」と組合非加盟のよそ者である。

労働者相互の親密な関係がさらに発展することを妨げるものは、労働者間の競争である。労働組合は出来高制労働に反対し、労働組合員は相互に協調し、一人抜きん出て作業能率を高めたり、長時間労働を行ったりはしない。しかしストライキが長期化・深刻化した際に、経営者側がほとんどいつでも採る戦術は「スト破り」の導入であった。そして「スト破り」として使われる労働者は、ほとんどすべての業種・職種に存在していた。したがって非組合員を排除する労働力独占政策とストライキ戦術の強力な行使とは、一体不可分とならざるをえない。

このような労働組合員と「スト破り」労働者との競争の敵対性は、労働組合の戦闘性を一層強めるように作用したと考えられる。労働者相互関係における問題点である、労働者の団結が不十分なこと、すなわち労働組合員が社会全体の中では少数派であり、しばしば孤立したことが労使関係に影響して、労使関係をさらに激しく対立的にしたのではないかと考えられる。

労働者は、自らの労働生活と労働組合活動における経験から、社会関係全般についての反省的概念を生み出す。労働者は、労使関係についても、労働者相互関係についても、社会的生産諸関係全般についても、“あるべき”社会関係の概念を育て、そしてそのような“あるべき”社会関係を律する法について考えるようになる。労働組合運動における職域の民主主義的自治活動という一面は、国家という社会における法という観念を創造し更新する活動、すなわち政治活動と本質を同じくする。しかし労働者が抱く自他の関係についての自然発生的概念は、政治家やイデオログによって、無限にさまざまな色調の政治理念として表現されることになる。政治家やイデオログは政治的表現の専門家であり、労働者との間で、一種の分業を行っている。

イタリアにおける大衆の政治理念はこの時期に、右翼の立憲君主制からカトリック社会運動、さらには最左翼のアナーキズムまで、多様に表現されたが、ことに労働組合運動と強い結びつきをもっていたのは、イタリア社会党内で分裂した二つの潮流、すなわち立法による社会改良を重視する議会主義的な改良主義的社会主義と、階級的・戦闘的労働運動の力による人民のブルジョア法秩序からの解放を主張する革命的サンディカリズムであった。

改良主義的社会主義と革命的サンディカリズムの二つの政治イデオロギーは、互に対立しつつ、労働運動にひどい混乱をもたらした。1904年9月の全国ゼネラル・ストライキは、この二つの政治イデオロギーの対立を顕著に表わし、改良主義は、ゼネラル・ストライキによる社会生活の麻痺を、生活を危うくする無秩序・混乱と見なし、革命的サンディカリズムはその中に自由・解放を見た。とはいえ、このような極端に対立した政治イデオロギーの基底にあるものは、労働者の現実の労働生活における不自由さ・被拘束性と協働関係の矛盾であると考えられる。

V. 労働組合運動の表現様式と目的

——結論に代えて——

20世紀はじめのイタリア労働組合運動は、「抵抗」する労働組合として、戦闘的様式で表現された。しかし労働組合のとする表現様式は、可能性一般としては、他の「労働力商品」の取引交渉団体や、経営者を補佐する団体や、親睦・レクリエーション団体や、国会・地方議会選挙運動協力団体等々のさまざまな様式となりうるのである。「抵抗」する戦闘的労働組合運動という様式は、諸表現様式の内の一つとして、偶然であり、かつまた歴史的に規定された様式である。したがって、どうしてそのような様式で表現されるのかという問いに直接答えることはできず、ただ、賃労働関係の矛盾の一現象形態とのみ言いうる。とはいえ、その「抵抗」の歴史的に特殊な意味については、いくらかの推察を述べることもできるかもしれないと思う。

この「抵抗」は、20世紀初めに生じた社会的生産力の急速な上昇にともなう労働生活の変化から発現している。当時、多くの労働者が、この変化を「悪化」と感じたのであろう。しかしその「悪化」とは、労働条件・生活条件の客観的な低劣化が全く見られないわけではないけれども、主として精神的・心理的な、放置すれば際限なく悪くなるという意識であり、強い不安であり、また、なにかが欠けているという意識でもあったように考えられる。

ところで、「頭脳と手足」という卑俗なイデオロギーがある。そもそも、労働生産力の発展とは、自然の一部分である人間が、自然の一部分を組みかえ、並べかえ、すなわち自然の秩序を操作して、人間にとって「好都合な」状態を作り出すことである。このような操作は、近代の企業においては、経営という労働者から疎外された権力の命令下に、賃労働として遂行される。そこで経営は、企業という身体における主宰者としての意志であり、思考であり、頭脳であり、精神であり、それに対して労働者は頭脳に従う手足であり、精神無き肉体であるという、ブルジョア的アナロジーが生まれる。そして社会的生産力の上昇という、人間にとって「好都合な」状態の到来は、「手足」・「肉体」に対する「頭脳」・「精神」の勝利のように見なされ、ブルジョア的「頭脳」とプロレタリア的「手足」の乖離の進行が正当化される。もとよりこのようなアナロジーは正しくないが、正しくないことも考える契機になる。

よしんば経営が「頭脳」・「精神」であり、労働者が「手足」・「肉体」であったとしても、「肉体」も考えるのである。人は全身をもって考えるのである。この五体が即ち思う心である。

考える「肉体」は、「肉体」を束縛し、これを絶えず圧迫し、苦痛を与える何物かに反発し、意識的に抵抗する。そして、この抵抗は、何か欠けているという意識を伴う。だが、何が欠けているのか、明らかにすることができない。

戦闘的労働組合運動とは、労働生活における苦しみの激しい表現であり、欠けている何物かを明らかにしようとする性急な問いかけであると考えられる。おそらく、欠けているものは、「頭脳」

でも「権力」でもないであろうが、その何物かを明らかにしようとするのが、労働者の「知的・倫理的向上」と言われることの内実であり、労働組合運動の密かな目的であるように考えられる。表現は自己覚知の必然であるが、表現の止むところに「知」は存する。

VI. あとがき

小生のイタリア労働運動史研究は、1969年に慶應義塾大学大学院経済学研究科に入学し、飯田鼎教授の教えをうけた時から始まる。以来20年、イタリア、日本、欧米諸国において、イタリア労働運動史研究が少なからぬ進歩をとげたのに対し、小生はこの内外の成果を十分に汲みとることができず、まことに遺憾である。しかし今度は、飯田鼎教授の慶應義塾大学経済学部御退任にあたって寄稿すべしとのことであり、飯田先生の重重の学恩に酬いにはあまりにも貧しいものではあるが最近の小生の考えることの一部を述べることにした次第である。

飯田鼎先生がますますお元気に御活躍されるよう心よりお祈りする次第であります。

(淑徳大学社会福祉学部教授)